

【岡田論文へのコメント】

学習につまずきを持つ子どもの句読点における誤りの検討

奥村 智人

障害者差別解消法が2016年4月1日から施行され、日本においても合理的配慮などの考え方を取り入れた取り組みが求められている現状がある。そのような中で、学習障害を中心とする学習につまずきがある児童・生徒への支援が教育現場における大きな課題となっている。文部科学省の学習障害の定義では、学習障害に関係する学業的スキルとして「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の6つの能力が示されている。数多くの研究において、学習障害では、これらの学業的スキルの成績低下がみられ、聴覚や視覚の情報処理や記憶、言語能力、語彙、協調運動、推論など様々な神経心理学的過程や認知機能の弱さが要因となることが示されている。個に合わせた適切な支援を行うためには、それらの認知機能のどの領域にどの程度の弱さがあるのか把握する必要がある。

学習の中心となる読み書きはその国の言語の書記システムによって必要とされる認知機能が異なり、学習につまずきのプロセスも異なると考えられ、それぞれの言語で研究を行う必要がある。さらに、海外の様々な定義に基づいて、日本におい

ても学習障害の診断や教育的判断がされているが、その定義や判断の要素や基準が妥当かどうかの検証が必要であろう。

岡田論文でテーマとなっている句読点は文法の一部またはそれに付随するものと考えられるが、英語での「,」「.」と日本語における「,」「。」はその用法や意味が異なっているようにそれぞれの言語の書記システムや文法によって、学習障害や学習につまずきとの関連や表れ方が違うと予想される。しかし、日本における句読点の研究は少なく、学習障害や発達障害に関する句読点の研究は見当たらない。そのような中で岡田論文において、学習につまずきがある子どもの句読点の誤りの頻度や表れ方について客観的な数値が示されたことは非常に意義深い。

論文中でも述べられている通り、さらに研究が進み、より厳密な定義による学習障害やADHD（注意欠如多動性障害）、ASD（自閉スペクトラム障害）と句読点のつまずきの関連性、具体的なアセスメント法とそれに基づく指導法が確立され、教育現場で実施可能な形で提供されることを期待する。

Tomohito Okumura : 大坂医科大学LDセンター